

# 第 4 回 定 例 会

## 平成28年度予算案関係資料

茨 城 県

# 目 次

I	平成28年第4回県議会定例会提出議案等一覧	( 1 )
II	平成28年度12月補正予算案の概要	
	1 基本的な考え方	( 2 )
	2 補正予算の規模	( 2 )
	3 主な事業	( 3 )
	4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）	( 7 )
	5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）	( 8 )
	6 特別会計補正予算	( 9 )
	7 企業会計補正予算	( 9 )
III	債務負担行為一覧	( 1 0 )
IV	条例その他の議案の概要	( 1 1 )
V	報告事項	( 1 8 )

---

予 算                    6 件      (一般会計 1 件 特別会計 2 件 企業会計 3 件)

条例その他            2 0 件      (条 例 9 件 その他 1 1 件)

報 告                    1 件      (専 決 1 件)

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

## I 平成28年第4回定例会提出予定議案一覧

### (予 算)

- 1 平成28年度茨城県一般会計補正予算（第3号）
- 2 平成28年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 平成28年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 平成28年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 5 平成28年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第1号）
- 6 平成28年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

### (条例その他)

- 1 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 2 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 茨城県県税条例等の一部を改正する条例
- 4 茨城県都市公園条例の一部を改正する条例
- 5 茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例
- 6 茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 7 茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例
- 8 茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例
- 9 茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 10 当せん金付証券の発売について
- 11 指定管理者の指定について（鹿島港の運動施設その他の鹿島港の北海浜地区の港湾環境整備施設）
- 12 指定管理者の指定について（茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設）
- 13 指定管理者の指定について（砂沼広域公園）
- 14 指定管理者の指定について（洞峰公園及び赤塚公園）
- 15 指定管理者の指定について（霞ヶ浦常南流域下水道）
- 16 指定管理者の指定について（霞ヶ浦湖北流域下水道）
- 17 指定管理者の指定について（霞ヶ浦水郷流域下水道）
- 18 指定管理者の指定について（利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道）
- 19 工事請負契約の変更について
- 20 訴えの提起について

### (報 告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

## II 平成28年度12月補正予算案の概要

### 1 基本的な考え方

- 我が国の経済は、緩やかな回復に向かうことが期待されているが、新興国等の景気の下振れや英国のEU離脱問題など海外経済の不確実性の高まりなどのリスクが懸念されており、今後の景気の動向については注意深く見守っていく必要がある。
- こうしたなか、今回の補正予算は、国の「未来への投資を実現する経済対策」を実施する平成28年度第2次補正予算を活用し、災害に強い県土づくりなどの社会資本の整備に取り組むとともに、一億総活躍社会の実現の加速や、TPP対策など緊急性が高い課題への対応のため、必要な事業を計上した。
- 今回の補正予算の財源は、国庫支出金や県債等を活用するとともに、所要の一般財源（約9億円）については、震災復興特別交付税及び繰越金を充当した。

### 2 補正予算の規模

一般会計	187億26百万円	(補正後)	1兆1,483億92百万円)
特別会計	11億88百万円	(補正後)	2,661億83百万円)
企業会計	16億49百万円	(補正後)	1,139億57百万円)
合計	215億63百万円	(補正後)	1兆5,285億32百万円)

※12月補正後一般会計予算の前年度予算に対する伸び率 △2.9%  
 (東日本大震災関連予算を除いた伸び率では +0.9%)

#### ○予算の比較（一般会計）

(百万円、%)

区 分	H27	H28	前年度比
当初予算	1,161,343	1,120,802	96.5
9月補正後※	1,183,079	1,129,666	95.5
12月補正	—	18,726	皆増
補正後計 (東日本大震災 関連予算除き)	1,183,079 (1,050,968)	1,148,392 (1,059,923)	97.1 (100.9)

※H27は10月専決・11月補正を行ったため、それらを含めた額を記載  
 ※東日本大震災関連予算は、H28が集中復興期間の終了に伴う公共事業の減や、雇用創出等基金事業の終了等により、大幅な減となっている。

#### ○東日本大震災関連予算の推移（一般会計）

区 分	予 算 額
平成22～26年度	522,097
平成27年度	127,974
平成28年度	88,469
9月補正後	87,789
12月補正	680
累 計	738,540

※H27までは最終補正後予算

3 主な事業	(百万円)
(1) 社会資本の整備 (国補公共)	13,578
	(全会計) 15,120)
①災害に強い県土づくり (約67億円; 全会計)	
・ 治水直轄事業負担金	1,373
(河川激甚災害対策特別緊急事業を活用した鬼怒川の集中的な改修等)	
・ 事業箇所: 護岸整備等 8箇所	
※うち河川激甚災害対策特別緊急事業 (関東・東北豪雨関連)	1箇所
・ 河川整備関連事業	1,291
(浸水対策特別緊急事業による八間堀川や恋瀬川の掘削・築堤等)	
・ 事業箇所: 掘削・築堤等 7箇所	
※うち浸水対策特別緊急事業 (関東・東北豪雨関連)	3箇所
・ 橋梁補修事業	802
(老朽化した橋梁の修繕や耐震補強の実施)	
・ 事業箇所: 修繕 18箇所、耐震補強 5箇所	
②TPP対策 (約33億円)	
・ 土地改良事業	3,252
(生産コスト削減のための水田の大区画化、畑地の高機能化等の推進)	
・ 事業箇所: 区画整理など 12箇所、農業用排水施設など 13箇所	
③その他 (約51億円; 全会計)	
・ 道路直轄事業負担金	937
(東関東自動車道水戸線や国道6号、50号等における整備推進)	
・ 事業箇所: 道路改良 4箇所、橋梁工 3箇所など	
・ 地方道路整備事業	2,103
(茨城空港と常磐道を結ぶ (仮称) 石岡小美玉スマートICアクセス道路等の整備)	
・ 事業箇所: 道路改良 17箇所	
(再掲) 公共事業 (約151億円; 全会計)	
[直轄事業: 2,836] 道路 (東関東自動車道水戸線)、 <u>河川 (鬼怒川)</u> 、 <u>港湾 (鹿島港)</u> ほか	
[道 路: 3,057] (仮称) 石岡小美玉スマートICアクセス道路 (小美玉市) ほか	
[河川海岸: 2,182] <u>八間堀川 (常総市)</u> 、 <u>恋瀬川 (石岡市)</u> ほか	
[港 湾: 840] <u>常陸那珂港区 (ひたちなか市)</u> ほか	
[土地改良: 3,728] 坂東中央地区 (坂東市)、 <u>蔵後余郷入地区 (美浦村)</u> ほか	
[そ の 他: 935] 都市計画 (偕楽園公園)、漁港 (那珂湊漁港) ほか	
[区画整理: 1,142] 【特別会計】阿見吉原地区、島名・福田坪地区ほか	
[下 水 道: 400] 【企業会計】霞ヶ浦常南流域下水道、那珂久慈流域下水道	
※1: <u>下線</u> は東日本大震災からの復興関連事業 (約7億円)	
※2: <u>波線</u> は関東・東北豪雨関連事業 (約19億円)	

(2) 一億総活躍社会の実現の加速 (約14億円)

①防犯対策の強化 (約3億円)

新 障害者施設防犯対策強化事業

211

(障害者施設が実施する防犯カメラ等設置への助成や県立施設への設置)

○防犯カメラ等設置への助成

- ・補助基準：障害者(児)入所施設 130万円/1施設  
グループホーム(入所) 60万円/1施設  
障害福祉サービス事業所(通所) 60万円/1施設

・整備内容：防犯カメラ等設置、フェンス等の外構修繕等

・補助率：(国1/2、県1/4)、事業者1/4

・整備数：342箇所

○県立施設への設置

・整備箇所：あすなろの郷

新 児童養護施設等防犯対策強化事業

40

(児童養護施設等が実施する防犯カメラ等設置への助成や県立施設への設置)

○防犯カメラ等設置への助成

・補助基準：130万円/1施設

・整備内容：防犯カメラ等設置、フェンス等の外構修繕等

・補助率：(国1/2、県1/4)、事業者1/4

・整備数：34箇所

○県立施設への設置

・整備箇所：茨城学園、児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所、若葉寮、  
ラーク・ハイツ

新 認定こども園防犯対策強化事業

18

(幼稚園型認定こども園が実施する防犯カメラ等設置への助成)

・補助基準：60万円/1施設

・整備内容：防犯カメラ等設置、フェンス等の外構修繕等

・補助率：(国1/2)、市町村1/4、事業者1/4

・整備数：60箇所

②子育て・介護の環境整備 (約11億円)

拡 保育士修学資金等貸付事業

105

(保育人材確保のための再就職支援貸付額の増額)

・実施主体：県社会福祉協議会

・拡充内容：再就職準備のための貸付金20→40万円

・補助率：国9/10、県1/10

拡 介護福祉士修学資金貸付事業

74

(介護人材確保のための再就職支援貸付額の増額)

・実施主体：県社会福祉協議会

・拡充内容：再就職準備のための貸付金20→40万円

・補助率：国9/10、県1/10

**拡 特別支援学校空調設備整備事業**

949

(特別支援学校の高等部普通教室、特別教室への空調設備の整備)

- ・整備数：普通教室16校128室、特別教室19校149室
- ・整備率：普通教室100%、特別教室は準備室を除き実質100%

**(3) TPP対策(約52億円；一部再掲)**

**拡 畜産競争力強化対策事業**

1,226

(畜産経営体の収益性向上のための施設整備への助成)

- ・実施主体：畜産経営体(14経営体)
- ・補助要件：実施主体、JA、耕種農家、市町村等による地域における協議会の設置
- ・補助対象：家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設等の整備
- ・補助率：(国1/2)、実施主体1/2

**新 和牛子牛増頭対策推進事業**

98

(大子町における繁殖雌牛の預入施設整備への助成や米<sup>よねだいら</sup>平公共育成牧場の整備)

○大子町における繁殖雌牛の預入施設の整備助成

- ・実施主体：大子町繁殖雌牛管理組合(仮称)
- ・事業目的：分娩後の繁殖牛の人工授精から妊娠確認までの飼養管理等
- ・整備内容：牛舎、堆肥舎、管理棟・飼料調製保管施設
- ・負担割合：(国1/2、県1/5)、町・実施主体3/10

○米平公共育成牧場(高萩市)の整備

- ・実施主体：県
- ・事業目的：繁殖雌牛の受入れ
- ・整備内容：整備計画策定、放牧地の整備(雑草刈払い、種子まき、牧柵整備)

**新 いばらき農業アカデミー開設準備事業**

11

(農業経営者等向けの経営や最新技術に関する産学官連携講座の開設準備)

- ・事業目的：産地を支える経営感覚に優れた強い経営体の育成
- ・連携機関：県、大学、民間教育機関、JA等
- ・受講者：農業経営者、就農希望者、新規就農者、学生等
- ・事業内容：平成29年度の開設に向けた準備  
開設準備：カリキュラム検討会の実施、専用ポータルサイト開設等  
研修設備：サテライト講義システム等

**新 中山間地域所得向上支援事業**

11

(中山間地域における所得向上計画の策定や鳥獣被害防止施設の整備への助成)

○計画の策定

- ・実施主体：県
- ・事業内容：中山間地域における農業者の所得向上計画  
※計画を策定することが施設整備等の助成の条件

○施設整備支援

- ・実施主体：市町村鳥獣被害防止対策協議会等(4件)
- ・補助対象：鳥獣(イノシシ)被害防止施設(電気柵)の整備
- ・補助率：国10/10

- ・ **担い手確保・経営強化支援事業** 298  
 (農地中間管理機構を活用した地域における施設や農業用機械導入への助成)
  - ・ 補助対象：認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等
  - ・ 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円
  - ・ 補助額：融資残額（ただし、事業費の1/2以内）  
 ※農協系統資金等の融資を受けることが補助の前提

- ・ **土地改良事業（再掲）** 3,252

(4) その他（約32億円；全会計）

- ・ **原子力災害対策事業** 832  
 (PAZ及びUPZ10km圏内の社会福祉施設等における放射線防護対策への助成等)
  - 放射線防護対策への助成
    - ・ 補助対象：陽圧化、放射性物質除去フィルター等の放射線防護対策等
    - ・ 補助率：国10/10
    - ・ 整備数：4箇所
  - 代替オフサイトセンターの非常用電源設備の改修
    - ・ 整備箇所：県教育研修センター（笠間市）



#### 4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	369,487	—	369,487
地方消費税清算金	97,629	—	97,629
地方譲与税	47,852	—	47,852
地方特例交付金	952	—	952
地方交付税	192,213	395	192,608
交通安全対策特別交付金	877	—	877
分担金及び負担金	8,487	916	9,403
使用料及び手数料	17,866	—	17,866
国庫支出金	129,830	8,397	138,227
財産収入	4,252	—	4,252
寄附金	148	—	148
繰入金	13,741	45	13,786
繰越金	1,738	479	2,217
諸収入	124,498	315	124,813
県債	120,096	8,179	128,275
計	1,129,666	18,726	1,148,392

## 5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,671	—	1,671
総務費	38,058	—	38,058
企画開発費	17,664	461	18,125
生活環境費	8,347	832	9,179
保健福祉費	199,767	804	200,571
労働費	2,561	—	2,561
農林水産業費	48,944	5,958	54,902
商工費	92,948	—	92,948
土木費	110,180	9,708	119,888
警察費	63,154	—	63,154
教育費	277,867	963	278,830
災害復旧費	1,146	—	1,146
公債費	143,605	—	143,605
諸支出金	123,454	—	123,454
予備費	300	—	300
計	1,129,666	18,726	1,148,392

## 6 特別会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
競 輪 事 業	17,179	—	17,179
公 債 管 理	150,210	—	150,210
市 町 村 振 興 資 金	1,107	—	1,107
鹿島臨海工業地帯造成事業	2,452	—	2,452
母子・父子・寡婦福祉資金	252	—	252
県立医療大学付属病院	2,752	—	2,752
中 小 企 業 事 業 資 金	4,179	—	4,179
農 業 改 良 資 金	73	—	73
林業・木材産業改善資金	92	—	92
沿岸漁業改善資金	72	—	72
港 湾 事 業	43,224	—	43,224
都市計画事業土地区画整理事業	43,403	1,188	44,591
計	264,995	1,188	266,183

## 7 企業会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
病 院 事 業	28,581	—	28,581
水 道 事 業	30,902	—	30,902
工 業 用 水 道 事 業	20,912	1,049	21,961
地 域 振 興 事 業	3,061	—	3,061
鹿島下水道事業	4,176	200	4,376
流域下水道事業	24,676	400	25,076
計	112,308	1,649	113,957

### Ⅲ 債務負担行為一覧

[一般会計]

(新規)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
砂 沼 広 域 公 園 の 管理運営に係る協定	砂沼広域公園の管理運営に係る協定を下妻市と締結する。	平成29年度	23,727千円
洞 峰 公 園 及 び 赤 塚 公 園 の 管 理 運 営 に 係 る 協 定	洞峰公園及び赤塚公園の管理運営に係る協定を洞峰都市整備グループ代表団体筑波都市整備株式会社と締結する。	自 平成29年度 至 平成33年度	934,283千円

[港湾事業特別会計]

(新規)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
鹿 島 港 の 運 動 施 設 そ の 他 の 鹿 島 港 の 北 海 浜 地 区 の 港 湾 環 境 整 備 施 設 の 管 理 運 営 に 係 る 協 定	鹿島港の運動施設その他の鹿島港の北海浜地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定を鹿嶋市と締結する。	自 平成29年度 至 平成30年度	20,852千円
茨 城 港 大 洗 港 区 の マ リ ー ナ 地 区 の 港 湾 環 境 整 備 施 設 の 管 理 運 営 に 係 る 協 定	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定を大洗町と締結する。	自 平成29年度 至 平成30年度	31,668千円

[流域下水道事業会計]

(新規)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
霞ヶ浦常南流域下水道 の管理運営に係る協定	霞ヶ浦常南流域下水道の管理運営に係る協定を株式会社ウォーターエージェンシー茨城営業所と締結する。	自 平成29年度 至 平成33年度	6,136,965千円
霞ヶ浦湖北流域下水道 の管理運営に係る協定	霞ヶ浦湖北流域下水道の管理運営に係る協定を株式会社ウォーターエージェンシー茨城営業所と締結する。	自 平成29年度 至 平成33年度	5,798,485千円
霞ヶ浦水郷流域下水道 の管理運営に係る協定	霞ヶ浦水郷流域下水道の管理運営に係る協定を鹿島都市開発株式会社と締結する。	自 平成29年度 至 平成33年度	1,228,475千円
利根左岸さしま流域下 水道、鬼怒小貝流域下 水道及び小貝川東部流 域下水道の管理運営に 係る協定	利根左岸さしま流域下水道、鬼怒小貝流域下水道及び小貝川東部流域下水道の管理運営に係る協定を都市環・共和・茨環共同事業体と締結する。	自 平成29年度 至 平成33年度	2,702,510千円

IV 条例その他の議案の概要

議 案	内 容
<p>(人事課)  <b>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</b></p> <p>人事委員会の勧告等に伴い、職員の給料月額を改定する等、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1)月例給の引上げ            ・給料表の引上げ            平均+0.2%            ・初任給調整手当(医師)の引上げ            最高限度額 307,800円 → 308,000円</p> <p>(2)期末・勤勉手当の引上げ            年間支給月数 4.20月分 → 4.30月分(一般職)            3.15月分 → 3.25月分(特別職)</p> <p>(3)扶養手当の見直し            配偶者 13,000円 → 6,500円            子 6,500円 → 10,000円</p> <p>(4)55歳を超える職員の昇給制度の見直し            (施行日 規則で定める日外)</p>
<p>(人事課, 企業局総務課, 病院局)  <b>職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例</b></p> <p>雇用保険法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1)退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たない場合にその差額分を支給する制度の対象者に、65歳以降に新たに雇用され失業した職員を追加する。</p> <p>(2)その他所要の改正</p> <p>(参考)改正条例            ・職員の退職手当に関する条例            ・企業職員の給与の種類及び基準に関する条例            ・病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例            (施行日 平成29年1月1日)</p>

議 案	内 容																									
<p>(税務課)  <b>茨城県県税条例等の一部を改正する条例</b></p> <p>地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>消費税率10%段階における地域間の税源偏在是正のため1及び2の改正をする等所要の改正</p> <p>1 法人県民税          法人住民税の交付税原資化に伴う法人税割の税率の引下げ          ・標準税率：3.2% → 1.0%          ・超過税率：4.0% → 1.8%</p> <p>2 法人事業税          地方法人特別税（国税）の廃止に伴う税率の引上げ</p> <table border="1" data-bbox="679 658 1414 1111"> <thead> <tr> <th>法人区分</th> <th>所得区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">資本金1億円超の普通法人</td> <td>400万円以下</td> <td>0.3%→1.9%</td> </tr> <tr> <td>400万円超800万円以下</td> <td>0.5%→2.7%</td> </tr> <tr> <td>800万円超</td> <td>0.7%→3.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">資本金1億円以下の普通法人</td> <td>400万円以下</td> <td>3.4%→5.0%</td> </tr> <tr> <td>400万円超800万円以下</td> <td>5.1%→7.3%</td> </tr> <tr> <td>800万円超</td> <td>6.7%→9.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別法人※</td> <td>400万円以下</td> <td>3.4%→5.0%</td> </tr> <tr> <td>400万円超</td> <td>4.6%→6.6%</td> </tr> <tr> <td>電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人</td> <td>収入金額</td> <td>0.9%→1.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特別法人：農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫、医療法人等</p> <p>3 地方消費税          消費税率の引上げ（8%→10%）に伴う地方消費税率の引上げ時期の変更          平成29年4月1日 → 平成31年10月1日</p> <p>4 車体課税          (1)消費税率10%段階において自動車取得税を廃止し、自動車税に環境性能割を創設          ※改正前の自動車税は自動車税（種別割）と名称変更          ・課税標準：自動車の取得価額          (2)自動車税の「グリーン化特例（軽課）」について、対象車に係る燃費要件の基準切替え及び適用期限の延長（1年間）          ・平成32年度燃費基準→平成32年度燃費基準+10%          平成27年度燃費基準+10%→平成27年度燃費基準+20%          ・適用期限：平成28年度まで→平成29年度まで</p> <p>5 その他所要の改正</p> <p style="text-align: right;">(施行日 平成31年10月1日外)</p>	法人区分	所得区分	税率	資本金1億円超の普通法人	400万円以下	0.3%→1.9%	400万円超800万円以下	0.5%→2.7%	800万円超	0.7%→3.6%	資本金1億円以下の普通法人	400万円以下	3.4%→5.0%	400万円超800万円以下	5.1%→7.3%	800万円超	6.7%→9.6%	特別法人※	400万円以下	3.4%→5.0%	400万円超	4.6%→6.6%	電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	収入金額	0.9%→1.3%
法人区分	所得区分	税率																								
資本金1億円超の普通法人	400万円以下	0.3%→1.9%																								
	400万円超800万円以下	0.5%→2.7%																								
	800万円超	0.7%→3.6%																								
資本金1億円以下の普通法人	400万円以下	3.4%→5.0%																								
	400万円超800万円以下	5.1%→7.3%																								
	800万円超	6.7%→9.6%																								
特別法人※	400万円以下	3.4%→5.0%																								
	400万円超	4.6%→6.6%																								
電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	収入金額	0.9%→1.3%																								

議 案	内 容
<p>(公園街路課)</p> <p><b>茨城県都市公園条例の一部を改正する条例</b></p> <p>笠松運動公園のアーチェリー場の新設に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>笠松運動公園の有料公園施設にアーチェリー場を追加し、利用料金を定めるもの</p> <p>(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体利用料金 <ul style="list-style-type: none"> <li>8時30分から12時まで 1,170円</li> <li>12時から17時まで 1,500円</li> <li>8時30分から17時まで 2,350円</li> <li>1時間までごとに 380円</li> </ul> </li> <li>・個人利用料金 <ul style="list-style-type: none"> <li>2時間までごとに1人につき 140円</li> </ul> </li> </ul> <p>(施行日 規則で定める日外)</p>
<p>(教育庁総務課)</p> <p><b>茨城県市町村立学校教職員へき手当等支給条例の一部を改正する条例</b></p> <p>へき地学校指定校の廃校に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>廃止される小学校及び中学校の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高萩市立君田小学校</li> <li>・高萩市立君田中学校</li> </ul> <p>(参考) へき地学校等の指定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地学校(2級) : 2校 → なし</li> <li>・へき地学校に準ずる学校: 1校(改正なし)</li> </ul> <p>(施行日 平成29年4月1日)</p>
<p>(教育庁総務課)</p> <p><b>茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>市町村の希望により事務処理の権限を移譲することに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>移譲する事務及び市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育法に基づく社会教育主事の資格の認定(下妻市外2町)</li> <li>・社会教育法に基づく法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令(高萩市外2市町)</li> </ul> <p>(施行日 平成29年4月1日)</p>
<p>(警務課)</p> <p><b>茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>警察署を新設することに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>新設する警察署の名称及び位置を定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称: 神栖警察署</li> <li>・位置: 神栖市</li> </ul> <p>(参考) 管轄区域: 神栖市</p> <p>(施行日 平成29年4月1日)</p>

議 案	内 容
<p>(生活安全総務課)</p> <p><b>茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例</b></p> <p>ヤードにおける盗難自動車の取引及び解体の現状に鑑み、ヤードにおける自動車の適正な取扱いを確保するために必要な規制を行うことにより、自動車の盗難の防止に資するため、本条例を制定しようとするものである。</p>	<p>条例の内容</p> <p>(1)ヤードにおいて自動車を解体する者（ヤード内自動車解体者）の届出義務</p> <p>(2)ヤード内自動車解体者が自動車を引き取る際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の引取りの際の相手方の確認等の義務</li> <li>・相手方の確認等の際に提示を受けた書類（自動車検査証等）の写しの保存義務</li> </ul> <p>(3)不動産の譲渡等に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡等する不動産が盗難自動車のヤードにおける解体の用に供されることを知った上での当該不動産の譲渡等の禁止</li> </ul> <p>(4)罰則（主なもの）</p> <p>3月以下の懲役又は30万円以下の罰金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤード内において自動車を解体しようとする者の届出義務違反</li> <li>・自動車を引き取る際の相手方の確認等の義務違反</li> <li>・相手方の確認等の際に提示を受けた書類の写しの保存義務違反</li> </ul> <p>※ヤード</p> <p>自動車を解体する施設のうち、その外周の全部又は一部に板塀、垣、柵、壁、コンテナその他これらに類する工作物が存するもの</p> <p style="text-align: right;">（施行日 平成29年4月1日）</p>
<p>(運転免許課、運転管理課)</p> <p><b>茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</b></p> <p>道路交通法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1)高齢運転者対策の推進を図るための規定及び運転免許の種類に関する規定の整備に伴う新設</p> <p>(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時認知機能検査 650円</li> <li>・準中型免許に係る一般試験 4,400円</li> </ul> <p>※準中型免許</p> <p>18歳以上の年齢で取得でき、車両総重量7.5トン未満（最大積載量4.5トン未満）の車両が運転できるもの</p> <p>(2)運転免許等に関する手数料の額の標準の改正に伴う改正</p> <p>(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型第一種免許に係る一般試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 7,400円→7,050円</li> </ul> <p style="text-align: right;">（施行日 平成29年3月12日）</p>



議 案	内 容										
<p>(財政課) <b>当せん金付証券の発売について</b></p> <p>当せん金付証券法の規定に基づき、平成29年度において、総額280億円以内の当せん金付証券を発売しようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度に発売する自治宝くじの予定額：280億円以内</li> </ul> <p>(参考) 平成29年度に発売する自治宝くじの種類・回数(予定)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>・関東・中部・東北</td> <td style="text-align: right;">35回</td> </tr> <tr> <td>・全国(通常くじ)</td> <td style="text-align: right;">14回</td> </tr> <tr> <td>・全国(大型くじ)</td> <td style="text-align: right;">11回</td> </tr> <tr> <td>・全国(数字選択式)</td> <td style="text-align: right;">779回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">839回</td> </tr> </table>	・関東・中部・東北	35回	・全国(通常くじ)	14回	・全国(大型くじ)	11回	・全国(数字選択式)	779回	計	839回
・関東・中部・東北	35回										
・全国(通常くじ)	14回										
・全国(大型くじ)	11回										
・全国(数字選択式)	779回										
計	839回										
<p>(港湾課) <b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の施設の名称：鹿島港の運動施設その他の鹿島港の北浜地区の港湾環境整備施設(鹿嶋市新浜)</li> <li>(2) 指 定 管 理 者：鹿嶋市大字平井1187番地1 鹿嶋市長 錦織 孝一</li> <li>(3) 指 定 期 間：平成29年4月1日～平成31年3月31日</li> </ol>										
<p>(港湾課) <b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の施設の名称：茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設(大洗町港中央地先)</li> <li>(2) 指 定 管 理 者：東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 大洗町長 小谷 隆亮</li> <li>(3) 指 定 期 間：平成29年4月1日～平成31年3月31日</li> </ol>										
<p>(公園街路課) <b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の施設の名称：砂沼広域公園(下妻市長塚)</li> <li>(2) 指 定 管 理 者：下妻市本城町二丁目22番地 下妻市長 稲葉 本治</li> <li>(3) 指 定 期 間：平成29年4月1日～平成30年3月31日</li> </ol>										

議 案	内 容						
<p>(公園街路課) <b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：</p> <table border="1" data-bbox="673 356 1407 472"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洞峰公園</td> <td>つくば市二の宮</td> </tr> <tr> <td>赤塚公園</td> <td>つくば市稲荷前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 指 定 管 理 者：つくば市竹園一丁目2番地1 洞峰都市整備グループ 代表団体 筑波都市整備株式会社 代表取締役社長 石原 孝</p> <p>(3) 指 定 期 間：平成29年4月1日～平成34年3月31日</p>	名 称	所在地	洞峰公園	つくば市二の宮	赤塚公園	つくば市稲荷前
名 称	所在地						
洞峰公園	つくば市二の宮						
赤塚公園	つくば市稲荷前						
<p>(下水道課) <b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：霞ヶ浦常南流域下水道（利根町布川）</p> <p>(2) 指 定 管 理 者：水戸市堀町1163番地17 株式会社ウォーターエージェンシー 茨城営業所 営業所長 根本 行夫</p> <p>(3) 指 定 期 間：平成29年4月1日～平成34年3月31日</p>						
<p>(下水道課) <b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：霞ヶ浦湖北流域下水道（土浦市湖北）</p> <p>(2) 指 定 管 理 者：水戸市堀町1163番地17 株式会社ウォーターエージェンシー 茨城営業所 営業所長 根本 行夫</p> <p>(3) 指 定 期 間：平成29年4月1日～平成34年3月31日</p>						
<p>(下水道課) <b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：霞ヶ浦水郷流域下水道（潮来市日の出）</p> <p>(2) 指 定 管 理 者：神栖市大野原四丁目7番1号 鹿島都市開発株式会社 代表取締役社長 埴 秀雄</p> <p>(3) 指 定 期 間：平成29年4月1日～平成34年3月31日</p>						

議 案	内 容								
<p>(下水道課) <b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：</p> <table border="1" data-bbox="671 356 1409 510"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根左岸さしま流域下水道</td> <td>境町宮本町</td> </tr> <tr> <td>鬼怒小貝流域下水道</td> <td>下妻市中居指</td> </tr> <tr> <td>小貝川東部流域下水道</td> <td>筑西市中上野</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 指 定 管 理 者：東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 都市環・共和・茨環共同事業体 代表者 都市環境整美株式会社 代表取締役 井上 靖</p> <p>(3) 指 定 期 間：平成29年4月1日～平成34年3月31日</p>	名 称	所在地	利根左岸さしま流域下水道	境町宮本町	鬼怒小貝流域下水道	下妻市中居指	小貝川東部流域下水道	筑西市中上野
名 称	所在地								
利根左岸さしま流域下水道	境町宮本町								
鬼怒小貝流域下水道	下妻市中居指								
小貝川東部流域下水道	筑西市中上野								
<p>(港湾課) <b>工事請負契約の変更について</b></p> <p>県単常臨・県単常整合併次期処分場ケーソン製作工事（その5）について請負契約の変更をしようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>(1) 変更額等 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="638 846 1415 963"> <tbody> <tr> <td>既 請 負 額</td> <td>1,037,880,000</td> </tr> <tr> <td>今 回 変 更 額</td> <td>△148,500,000</td> </tr> <tr> <td>変 更 後 総 額</td> <td>889,380,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 変更理由 ケーソンの材料積み下ろしの際に使用する船舶について、作業計画の見直しに伴う回航回数の減少により、回航費用に変更が生じたため、減額変更をしようとするもの</p> <p>(参考) 工事の概要</p> <p>(1) 工 事 名 次期処分場ケーソン製作工事（その5） (2) 工 事 箇 所 ひたちなか市長砂地先（茨城港常陸那珂港区） (3) 工 事 内 容 ケーソン製作工事（N＝5 函） (4) 工 期 平成27年12月～平成29年3月 (5) 契約の相手方 東京都品川区南大井六丁目26番3号 日立造船・株木特定建設工事共同企業体 代表者 日立造船株式会社 取締役社長 谷所 敬 代理人 東京本社環境営業統括部長 小木 均</p>	既 請 負 額	1,037,880,000	今 回 変 更 額	△148,500,000	変 更 後 総 額	889,380,000		
既 請 負 額	1,037,880,000								
今 回 変 更 額	△148,500,000								
変 更 後 総 額	889,380,000								
<p>(林業課) <b>訴えの提起について</b></p> <p>県有地の明渡しを求めため、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。</p>	<p>提訴の概要</p> <p>(1) 内容 県の所有権を侵害する不法占有状況を是正するため、県の返還請求権に基づき、工作物の収去及び土地の明渡しを求めもの</p> <p>(2) 提訴の相手方 不法占有者1名</p>								

## V 報告事項

### 1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項（専決処分年月日）	内 容
<p>(監察室) <b>和解について</b> (平成28年10月17日専決処分)</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 平成28年6月7日(火) 午前11時20分頃 (2) 事故発生場所 水戸市南町一丁目3番6号駐車場内 (3) 事故概要 普通乗用自動車出張途中、駐車場内で相手方所有の建物外壁に衝突した事故(生活環境課所属) (4) 損害賠償額 518,400円 (うち418,400円は、朝日火災海上保険株式会社からの支払)</p>
<p>(農業政策課) <b>和解について</b> (平成28年10月21日専決処分)</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 平成27年1月13日(火) 午後1時50分頃 (2) 事故発生場所 那珂市額田北郷989番地地先国道上(国道349号) (3) 事故概要 小型貨物自動車出張途中、国道上で相手車両に追突した事故(県北農林事務所所属) (4) 損害賠償額 609,665円 (うち509,665円は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社からの支払)</p>
<p>(道路維持課) <b>損害賠償の額の決定について</b> (平成28年10月28日専決処分)</p> <p>県道上で発生した自動車運転者負傷事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 平成25年10月9日(水) 正午頃 (2) 事故発生場所 日立市小木津町966番地先県道上(県道日立いわき線) (3) 事故概要 相手方が県道上を普通乗用自動車で行中、強風により県道の法面から落下した樹木の枯れ枝に衝突し、運転者が負傷した事故 (4) 損害賠償額 867,466円 (全額、東京海上日動火災保険株式会社からの支払)</p>
<p>(道路維持課) <b>損害賠償の額の決定について</b> (平成28年10月31日専決処分)</p> <p>つくば市二の宮地内で発生した建物破損事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 平成28年8月22日(月) 午後2時30分頃 (2) 事故発生場所 つくば市二の宮四丁目8番地8地内 (3) 事故概要 県道の街路樹が強風により倒れ、建物を破損した事故 (4) 損害賠償額 692,388円 (全額、損害保険ジャパン日本興亜株式会社からの支払)</p>

事 項（専決処分年月日）	内 容
<p>(道路維持課)  <b>損害賠償の額の決定について</b>  (平成28年10月31日専決処分)</p> <p>つくば市二の宮地内で発生した建物等破損事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 平成28年8月22日（月）午後2時30分頃  (2) 事故発生場所 つくば市二の宮四丁目8番地9地内  (3) 事故概要  県道の街路樹が強風により倒れ、建物及び工作物を破損した事故  (4) 損害賠償額 1,588,032円  （全額、損害保険ジャパン日本興亜株式会社からの支払）</p>
<p>(道路維持課)  <b>損害賠償の額の決定について</b>  (平成28年11月7日専決処分)</p> <p>県道上で発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 平成28年8月16日（火）午後11時50分頃  (2) 事故発生場所 龍ヶ崎市半田町3177番地地先県道上  （県道美浦栄線）  (3) 事故概要  相手方が県道上を普通乗用自動車で行中、県が路肩に設置していた看板が強風により飛来し衝突したため、同車両を破損した事故  (4) 損害賠償額 571,644円  （全額、損害保険ジャパン日本興亜株式会社からの支払）</p>
<p>(道路維持課)  <b>損害賠償の額の決定について</b>  (平成28年11月14日専決処分)</p> <p>県道上で発生した自転車破損等事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 平成27年2月7日（土）午前7時40分頃  (2) 事故発生場所 ひたちなか市大字枝川1793番地地先県道上  （県道市毛水戸線）  (3) 事故概要  相手方が県道上を自転車で走行中、橋梁の接続部の溝に落輪し、同車両を破損するとともに負傷した事故  (4) 損害賠償額 1,917,402円  （全額、損害保険ジャパン日本興亜株式会社からの支払）</p>